

協議事項2 令和5年度医学部臨時定員による地域枠の増枠について

医師・看護人材確保対策課

【今回の趣旨】

将来県内の医師不足地域等で従事する医師の確保を図るため、本県から東京医科歯科大学に対し、令和5年度医学部臨時定員（地域枠）増枠の要請等を行うにあたり地域医療対策協議会で協議をいただきたい。

1、令和5年度医学部臨時定員の取扱いについて

令和3年10月13日の文部科学省及び厚生労働省の通知により、令和5年度の医学部臨時定員について、令和4年度の枠組みを維持する（※歯学部振替枠を除く）と示され、さらに増員を希望する場合は、地域の医師確保・診療科偏在対策等に有用な範囲に限り、医学部総定員数が9,420人を超えない範囲で認めると示された。

2、経緯

東京医科歯科大学から、既存の長野県地域枠（2名）を5名に増員（+3名）するという提案があった。

【理由】

- ・現行の2名だと、学生の中で圧倒的少数となり疎外感を感じる生徒もいる。
- ・大学としても地域枠を一定数増やして、少子化の中、学生を確保していきたいという思いがある。

⇒本県の地域偏在を解消する上で必要な地域枠の数は51と国で推計されている。

また、令和元年度に策定した「医師確保計画」においても、医師偏在指標が全国37位の医師少数県であることから、地域枠を増枠し、将来県内の医師不足地域等で従事する医師の確保を図りたい。

○東京医科歯科大学地域枠の概要

- ・平成23年から臨時定員で2名設定（全国募集、一般入試とは別枠で入試を実施）
- ・令和4年度までに24名が入学
- ・長野県医学生修学資金の貸与を必須とし、卒業後、県内医療機関に9年従事

3、令和5年度の臨時定員増による地域枠設置（案）

大学名	R4	R5	増減
信州大学	15名	15名	なし
東京医科歯科大学	2名	5名	+3名

⇒本案を認められた場合、県から東京医科歯科大学へ地域枠増枠の要請を実施

4、スケジュール ※昨年度の日程を参考

7月中 国ヒアリング実施

8月上旬 国から臨時定員増の内示

8月上旬 県から東京医科歯科大学へ地域枠増枠を要請

8月下旬 東京医科歯科大学から国へ増員計画提出

10月下旬 増員の認可

令和5年度の医学部臨時定員の暫定的な取扱いについて

令和3年10月13日
文部科学省高等教育局
厚生労働省医政局

「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）において、「2022年度以降の医学部定員について、定期的に医師需給推計を行った上で、医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について検討する。」とされている。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で十分な議論を行うことができなかったことから、「令和4年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について」（令和2年11月25日付け2文科高第739号、医政発1125第5号通知）において、令和4年度の医学部定員に関しては、暫定的に令和2・3年度と同様の方法で設定し、令和5年度以降の医学部定員に関しては、令和3年3月末を目途に結論を得ることとしていた。

これを踏まえ、令和5年度（2023年度）以降の医学部定員の方針については、「医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会」において、将来の医師需給及び医師の偏在対策の観点等から議論がなされてきた。

今般、令和3年8月27日の「医療従事者の需給に関する検討会 第39回医師需給分科会」において、令和5年度の医学部総定員数の考え方並びに医学部入学定員の臨時増員の枠組み及び考え方について議論が行われ、一定の結論が得られたところである。

同分科会における議論を踏まえ、文部科学省及び厚生労働省は、令和5年度の医学部臨時定員について、下記のとおり取り扱うことを確認する。

記

(1) 令和5年度の医学部総定員の考え方について

令和5年度の医学部総定員は、令和2年度から令和4年度までと同様、令和元年度の医学部総定員数（9,420人）を上限とすることとする。

(2) 令和5年度の医学部入学定員の臨時増員の枠組みについて

令和4年度末を期限とする医学部入学定員の臨時増員の枠組みについては、歯学部振替枠を除き、令和5年度末まで1年間延長することとする。

(3) 令和5年度の医学部入学定員の臨時増員に当たっての考え方について

令和5年度の医学部入学定員の臨時増員に当たり、都道府県・大学が、令和4年度比で臨時定員の更なる増員を希望する場合は、地域の医師確保・診療科偏在対策等に有用な範囲に限り認めることとする。ただし、すべての地域枠の従事要件に、特定の診療科の位置づけを義務付けるものではない。

以上